

日団協技術基準 S 労-001-2026

G H S に基づく液化石油ガスの危険有害性情報の 伝達方法—安全データシート（S D S） 作成・使用要領

1. 制定目的

この要領は、労働安全衛生法（以下「安衛法」と略）、特定化学物質の環境への排出量把握及び管理の改善に関する法律、毒劇及び劇物取締法で指定される化学物質等の危険有害性の周知に係る文書交付制度に基づき、安全データシート（S D S）を作成・使用する際の指標とすることを目的として制定する。

2. 適用範囲

この要領の適用範囲は、日本L Pガス協会「L Pガスの品質に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づき、現在国内で流通する一般的なL Pガス及びL Pガスに含有される化学物質に係るS D Sの通知対象物質、通知対象者、標準様式等について記載する。

3. 通知対象物質

この基準の作成時点において確認されているL Pガスの含有物質で、労働安全衛生規則別表第2において通知対象物となっている化学物質と裾切り値は以下の通りである。

プロパン	:	1 w t %以上
エタン	:	1 w t %以上
ブタン	:	1 w t %以上
ペンタン	:	1 w t %以上
エチレン	:	1 w t %以上
ブテン（ブチレン）	:	1 w t %以上
プロペン（プロピレン）	:	1 w t %以上
メタノール	:	0.1 w t %以上

L Pガス中にはこれらの物質以外にも、水分や炭化水素成分等が含まれているが、ごく微量のため標準様式には記載していない。

4. S D Sの作成者

S D Sは、上記の化学物質を含む製品L Pガスを譲渡又は提供する事業者（以下「供給事業者」と略）が作成する。製品L Pガスを製造した事業者（以下「製造事業者」と略）が作成したS D Sがある場合は、それを参考に作成してもよい。

5. SDSの通知対象者

安衛法第57条の2に基づくSDSの通知対象者は、供給事業者よりLPガスを譲渡又は提供を受けて取扱う事業所・事業者及び主として業務用・工業用に使用する消費者である。具体的な通知対象者の事例を以下に示す。

原則として、主として一般消費者の生活の用に供される場合は通知の対象から除かれるが、業務用、営農用、個人事業者等からの要望があれば、SDSを提供してもよい。

- ① 高圧ガス保安法適用LPガス製造、販売（同業者への販売含む）又は消費事業者
- ② 高圧ガス保安法第3条（適用除外）に該当するLPガス消費事業者
- ③ 液化石油ガス法適用LPガス販売事業者
- ④ 液化石油ガス法適用LPガス業務用消費者（個人の業務用消費者除く）
- ⑤ LPガスを燃料とする自動車を使用する運送会社
- ⑥ ガス事業法適用事業者
- ⑦ 労働安全衛生法第31条の2^{（注）}が適用されるLPガス製造又は取扱う設備の改造その他作業を実施・請負う事業者

（注）安衛法第31条の2及び安衛則第662条の3・第662条の4では、法定設備の改造、修理、清掃等で当該設備を分解する作業又は当該設備の内部に立ち入る作業する場合、注文者は請負人に作業開始前までに文書交付しなければならない。

6. SDSの標準様式

標準様式には3種類あり、ガイドラインに基づき現在国内で流通する一般的なLPガスの組成及び成分を元に作成している。

SDSを作成する際、供給事業者は譲渡又は提供するLPガスの成分及び含有濃度等について確認を行い、それらが標準様式の記載内容と一致する場合は、供給事業者の会社情報等を変更するなどして、この標準様式を自社のSDSとして使用することができる。成分及び含有濃度等に差異がある場合は、供給事業者はその内容に応じてGHS分類の再実施やSDSの記載内容の修正を行わなければならない。

たとえば、1,3-ブタジエン含有量が0.1wt%以上の場合は安衛法の表示・文書交付対象物質となるが、通常の製品には1,3-ブタジエンは含まれていないので、標準様式には記載していない。しかし、もし1,3-ブタジエンが0.1wt%以上含まれていることが確認された場合は、供給事業者は混合物としてのGHS分類を再実施し、標準様式の「危険有害性の要約」などの必要個所の修正を行い、譲渡又は提供する容器に再実施したGHS対応のラベルを貼付することが必要となる。

標準様式は日本国内で使用することを前提に、安衛法及びJISに則り作成している。国外向けのSDSについては、送り先の法令等を確認し、それに適合するSDSを別途作成する必要がある。

標準様式は、可能な限り直近の法改正及び最新の危険有害性情報等を反映するよう作成されているが、更新のタイミングによっては最新の情報が反映されていない場合がある。したがって、SDSの作成に当たっては、標準様式を参考としながら、各自で法改正の状況及び最新の危険有害性情報等を確認することが必要である。

SDSの通知事項である「人体に及ぼす作用」については、5年以内ごとに情報の更新状況を確認する義務、内容変更がある場合は変更を確認した日から1年以内にSDSを再交付する

義務が課されている（その他通知事項については努力義務とされている）。

オートガスは地域や季節によってプロパンとブタンの比率が異なる。その場合、様式3の添付表の該当品欄に○印をつけ、成分比率を示してもよい。成分比率が夏と冬で異なる場合は、添付表の当該2つの該当欄に「夏」「冬」と明示してもよい。

7. SDSの通知

供給者は、供給開始時までに譲渡・提供先の責任者に対してSDSを通知する。また、通知したSDSの内容に変更が生じた場合は、改めて速やかに通知する。また、法的な義務ではないが、SDSを通知した場合は、通知年月日、通知先の名称（会社名）、通知者の氏名、通知方法を記録しておくことが望ましい。

8. 罰則

2025年5月14日の安衛法改正により、SDSの交付義務があるにもかかわらずSDSの交付を怠った場合、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金が課される（施行日は公布後5年以内の政令で定める日）。

9. 情報の確認

この要領は、SDSに係る全ての項目を網羅していない。ここに記載されていない項目については、厚生労働省等のWEBサイトを確認し、最新の情報を得ること。

（参考）

安衛法におけるラベル表示・SDS（安全データシート）提供制度

<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/130813-01.html>

化学物質対策に関するQ&A（ラベル・SDS関係）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11237.html

制定日

本基準の制定日は、1993年4月23日とする。

改正日

- 本基準の第1回改正：1998年10月1日
- 第2回改正：2001年 2月26日
- 第3回改正：2002年10月1日
- 第4回改正：2006年11月15日
- 第5回改正：2007年 3月28日
- 第6回改正：2008年 7月 9日
- 第7回改正：2012年 7月25日
- 第8回改正：2016年 9月16日
- 第9回改正：2017年 6月 2日
- 第10回改正：2020年 3月13日
- 第11回改正：2022年 2月18日
- 第12回改正：2023年11月 7日
- 第13回改正：2026年 1月22日

制定・改正の趣旨

- ① 化学物質等による労働災害防止を図るため、1990年、ILO総会において化学物質等の危険有害性の周知を主な内容とする「職場における化学物質の使用の安全に関する条約（第170号条約）」が採択された。これに基づき、厚生省・通商産業省・労働省の3省合意の基に、労働省告示「化学物質等の危険有害性等の表示に関する指針」（1992年7月1日）、厚生省・通産省告示「化学物質の安全性に係る情報提供に関する指針」（1993年3月26日）が公布され、当該告示に基づく化学物質の安全性に係る情報提供の文書交付が必要となった。このため、当該文書交付について、LPガス業界内の一体化と周知徹底を図ることを目的として1993年4月に当協議会にて本基準を制定した。
※以降、本要領改正時に、SDS標準様式の解説も見直す。
- ② 1997年4月の高圧ガス保安法改正並びに暴露防止措置等の動向に基づき見直すとともに、日団協技術基準とするため、1998年10月1日において改正した。
- ③ 1999年5月の安衛法改正及び2000年3月のPRT法施行に伴い、2000年12月31日において改正した。
- ④ 2002年10月1日、液化石油ガス法第13条「規格に適合しない液化石油ガスの販売の禁止等」関係の施行規則第12条（液化石油ガスの規格）の改正により水銀が加えられたことに伴い、危険有害性不純物の内容を追加した。
- ⑤ 1999年5月の安衛法施行令の改正に伴い、ペンタンについては1wt%以上含有されるものは、文書交付対象物質として記載を要するとされていたため、2006年11月に改正した。
- ⑥ GHS国連勧告に基づく2006年12月1日施行の安衛法改正に基づき、標準様式の全面見直し及び新規対象物質として1,3-ブタジエンの追加により、2007年3月28日において改正した。
- ⑦ 2008年4月、ガイドラインの1,3-ブタジエン含有量の規定値変更および「輸送上の注意」欄を安全衛生情報センターの標準様式内容と整合性を図る等により、2008年7月9日において改正

- した。
- ⑧ 2012年3月にJIS Z 7253:2012が制定され、化学品の危険有害性情報の伝達方法としてラベル、作業場内の表示及び安全データシート（SDS）が規定されたため、2012年7月25日において改正した。
 - ⑨ 労働安全衛生法施行令が改正され、2016年6月1日よりブタン、ペンタンを1wt%以上含有する物は表示義務対象となった。それに伴い、様式への記載事項を追加した。
 - ⑩ 労働安全衛生法施行令が改正され、2017年3月1日よりエチレン、ブテン（ブチレン）、プロペン（プロピレン）を1wt%以上含有する物は、譲渡提供時に安全データシート（SDS）の提供及び容器へのラベル表示、リスクアセスメントの実施が義務付けられた。それに伴い、本技術基準を改正した。
 - ⑪ JIS Z 7252 及び JIS Z 7253 が2019年5月25日に改正されたことに伴う改正を行うとともに、各種記載情報を最新版に更新した。また、従来エチレンの濃度として採用していた濃度は「エタン+エチレン」の濃度を適用していたことからエタンに関する記載の追加と、2-ブチレンに関する記載をcis-2-ブチレンとtrans-2-ブチレンに分割した。
 - ⑫ 既存SDS標準様式12種を3種に集約し、LPガス取扱者にとって、より活用しやすいよう本要領の改正を実施した。また、厚生労働省の指導によりイソブタンの特定標的臓器毒性（単回ばく露）、ノルマルブタンの特定標的臓器毒性（反復ばく露）に係る根拠データの追記及び現状、凍結防止剤として微量添加しているメタノールについても追記、その他各種記載情報を最新のGHS分類年度：令和元年度（2019年度）まで反映した。
 - ⑬ 労働安全衛生規則が改正され、2022年5月31日SDS等による通知方法の柔軟化され、一方、2023年4月1日SDS等の「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新が義務化された。それに伴い、本技術基準を改正した。
 - ⑭ 2023年の安衛法政省令改正によりプロパンとエタンが通知対象物質となったことから（2026年4月1日施行）、有害性情報等の確認を行った。また、いくつかの項目と内容につき、法令及びJISに適合するよう修正を行った（2026年1月改定）。